

令和5年度羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金交付団体 募集要項

羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱に基づき、令和5年度羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金の交付団体を募集します。

1. 目的

生活に困窮している家庭の子ども等の基本的な生活習慣づけを支援するため、学習支援をはじめ、相談事業等をすすめて、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援することを目的とする団体に対して、その運営に係る経費等の補助を行うものです。

2. 補助対象団体及び補助対象事業内容

羽曳野市内において生活が困窮している家庭の子ども等に対し、生活相談、学習支援等を実施している団体であり、月1回以上、1日あたり2時間以上の子どもの居場所づくり活動を実施していること。

3. 補助対象期間

令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

4. 交付団体の決定方法

申請書類等に基づき、事業の実施状況等を確認の上、決定いたします。
（必要に応じて、実施場所等を実地調査する場合があります。）

5. 可否決定の時期

令和5年7月下旬までに、申請団体に対し、郵送で通知します。

6. 申請方法

(1) 申請方法

補助金交付申請書に必要事項を記入の上、(4)②～⑦に示す提出書類を添えて下記の申請場所に提出してください。

郵送不可。なお、提出された申請書等は一切返却いたしません。

(2) 申請場所

羽曳野市市こどもえがお部 こども家庭支援課（市役所本館1階）

(3) 申請受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月23日（金）
午前9時～午後5時30分（土、日、祝除く）

(4) 申請に係る提出書類

- ①補助金交付申請書（羽曳野市補助金交付規則 様式第1号）
- ②事業計画書（羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱 様式第1号）
- ③令和5年度予算書（羽曳野市補助金交付規則 様式第3号）
- ④構成員名簿（羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱 様式第2号）
- ⑤定款、会則その他これに準じるもの
- ⑥施設の位置図と平面図（面積等がわかるもの）
- ⑦貴団体の過去3か年の活動実績資料

※食事を提供する場合は、食品衛生上の責任者の確認書類として、食品衛生責任者養成講習会の修了証（写し）、同等以上の資格を有する者の場合は、その資格を証明する書類（写し）を添付してください。

7. 補助金の額

1 団体あたり、230,000 円を上限として、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、補助対象経費に係る実支出額から補助事業に係る収入額を控除した額と補助金上限額とを比較し、少ない金額を補助金の額とします。

8. 補助対象経費※

- ・ ボランティア保険料
- ・ ボランティアに係る人件費等
- ・ 教材費等
- ・ 会場使用料
- ・ 事業に係る光熱水費等
- ・ 消耗品費等
- ・ 食材費
- ・ 食品衛生責任者養成講習会の受講料
- ・ 会議の開催に係る費用
- ・ その他市長が事業の運営に必要と認める経費

9. 留意事項

- ・ 利用者の安全確保を図り、近隣への配慮に努めること。
- ・ 個人情報の保護に十分配慮すること。
- ・ 食事の提供をする場合は、食品衛生上の責任者※を置き、安全に食事提供を行うこと。
※食品衛生責任者養成講習会を修了した者、又はそれと同等以上の資格（栄養士、調理師、製菓衛生師等）を有する者から選ぶように努めること。
- ・ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

10. その他

事業開始後、市が定める所定の手続きにより、別途書類作成をお願いすることがあります。

■問い合わせ先■

羽曳野市市こどもえがお部 こども家庭支援課

電話 072-958-1111 内線 1255